

## 第2回 伊賀市子ども・子育て会議録

会議名：令和元年度第2回伊賀市子ども・子育て会議

日時：令和元年8月2日（金）午後2時30分～4時30分

場所：伊賀市役所本庁5階 501会議室

出席者：界外委員、松井委員、松本委員、北森委員、宮本委員、土永委員、佐治委員、山本委員、  
西住委員、井上委員、森田委員、長野委員、福永(富)委員、須永委員

傍聴者：なし

（開会）

ただいまから令和元年度第2回伊賀市子ども・子育て会議を開催します。

本日は前回会議から引き続き第2期計画の骨子案について委員の皆様にご協議、ご確認いただくことを議事として本年度2回目の会議として開催させていただきました。

初めに定数の確認をします。本日の会議、全委員18名のうち14名の委員がご出席いただき、伊賀市子ども・子育て会議条例第6条第2項に定める出席者が委員の半数を超えていますので会議は成立していますことをご報告します。また、この委員会は伊賀市情報公開条例第24条に基づき会議の公開を行うことと、審議会等の会議の公開に関する要綱第8条に基づく議事概要会議記録の作成のため録音しますのでご了承ください。会議に先立ち田中健康福祉部長からご挨拶させていただきます。

（健康福祉部長挨拶）

続きまして、前回会議後、幼稚園のご都合により6月1日付で本会議の委員に変更がありましたのでお知らせさせていただきます。

（委員紹介）

それでは、議事に入ります前に、本日の資料の確認をお願いします。

（資料確認）

議事進行につきましては須永委員長をお願いします。須永委員長、よろしくをお願いします。

委員長：皆さんこんにちは。暑いところありがとうございます。今日は僕も駅から歩いてきましたが、ものすごい暑さでした。皆さんたちも無理のないようにご協力いただければと思います。それでは、早速ですが、事項書に基づいて進めさせていただきます。

事項書の2、議題、(1)第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画策定ということで、資料1、資料2、資料の3について説明をいただいて、皆さんたちから意見を聞かせていただきたいと思います。1章ごとに質疑応答に入りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まずは、説明をお願いします。

委員長：第1章の説明でしたが、分量が多いので、分けて考えたいと思います。

目次をご覧ください。1番、計画策定の趣旨から5番、子どもの人口の推移までを見ていきたいと思いますが、ご意見、ご感想がある方は挙手をしてください。

年齢別や、全体的なもの、世帯、出生率等が中心に書かれています。9ページが子どもの人口の推移です。これを見ると、子どもの人口は減っていること、今後、さらに減少していきだろろうということが分かります。何かご質問等ありますか。

出生数の推移や、世帯構成数の推移は、直接、子どもたちの育ちの中に影響してくると考えられます。また、子どもの数が減ることで、子ども集団が成り立たなくなることも想像されます。いかがですか。またご意見があれば伺わせていただきます。

それでは、10ページ6番目、就業の状況です。男性、女性について、伊賀市の状況が書かれています。第1次産業が減っていることは一目瞭然で、女性は第3次産業の状況が増えている。男性は第2次産業が少し増えていることで、第1次産業は割合が減っていることが分かります。

11ページ、女性の年齢別の労働力の割合は、以前のようなはっきりしたM字カーブではなく、落ちていた30代、40代の割合が上がったので、少し形が変わったことが分かります。

12ページ、子どもと子育て家庭の概況、ここは重要だと思います。修学前児童の状況で、それぞれの保育園、幼稚園の年齢別の割合が出ています。ここから13、14ページ、何かありますか。

15、16ページが父親、母親の就労状況では、母親がフルタイムで就業している人が増えて、働き続ける女性、母親が増えていることが分かります。待機児童の問題や、定期的に教育や保育の施設を利用する割合が高くなっているのは、その背景があると解釈でき、それが17ページに出ています。また、18ページは具体的な利用希望です。5年前と比べて認可保育所の利用希望が多くなり、対して幼稚園の希望は減っていることが分かります。認定こども園は若干増えています。

19ページは小学生の子どもで、親が就労している時間帯の過ごし方です。放課後児童クラブの需要が増えることが考えられるということです。それはそれで結構ですが、圧倒的に自宅で過ごす子が多く今後もその傾向が示されるのか、また、習い事も多くの割合を占めています。何かありませんか。よろしいですか。

20ページ、子どもの貧困の問題が今、非常に社会的な問題になっており、6人に1人、または7人に1人は貧困状態にあるという調査結果もあり非常にびっくりしました。貧困の捉え方は、質的に変わってきていると思います。我々が貧困といった時代と、今の貧困状態は違うと思います。ただ、そういう状況にあることだけは確かで、特に子どもへの影響を考えると、無視できない状況にあるのだらろうと思います。貧困の度合いを示すのはいろいろな基準があり、これだと言うことはできませんが、今回の調査はここに書かれている基準で設定したということです。

21ページは、子どもの体験や、持っているものについての調査です。22ページは割合が具体的に示されており、就学前、小学生、中学生がいる世帯で、困窮層、周辺層、一般層という分け方の中で子どもたちの状況を把握しています。ひとり親家庭でも、母親のひとり親家庭の貧困度が高いと言われています。おそらく、就労しても、まだまだ男性の就労との格差があり置かれている状況が非常に厳しいということも含めて、貧困度が高いということだと思います。

23、24 ページは、その現状で、子どもの進学や子育ての考え方、また、不安感や負担感が、貧困の度合いによって割合が違ってくることが明確に出ていると思います。いかがでしょうか。

委員： 私、ここに非常に関心を持ちました。生活困難、実は非常に困難の捉え方は難しいと思うのですが、このアンケートを初めて実施されたのでしょうか。

事務局：初めてです。

委員： そうしたら、アンケートの目的は何で、これからどうしようというのでしょうか。

委員長： どうですか、目的と今後どうするのか、あるいは市政にどう生かしていくか。

事務局： 国、県では、貧困対策に関する計画はつくられています。指針や進め方も示されていますが、まず、伊賀市が国、県がいう状況にあるのかを、確認したかったということが実施の一つの理由です。また、貧困について、状況を少なくする、なくしていくために、今は、経済的にご負担いただく負担分を軽減する取り組みもありますが、それが効果的にできているのか、これは、このアンケートだけでは確認することは難しいと思いましたが、我々の取り組みが、どれだけ効果が出ているのかを確認し、これからどういう方向で施策を進めていかなければならないのかを、アンケートから出た結果で、しっかりと知りたかったということです。

委員： 実は、この 22 ページの上段、生活困難者の割合、約 25%、4 分の 1 です。一般的に 6 人に 1 人、7 人に 1 人とか言われていますが、非常に高い。誰を対象にどのようなアンケートをして、どのくらい集約したのでしょうか。

事務局： 対象は、就学前のお子様に対しては抽出 2,500 人で、1,172 件の回答をいただきました。小学生と中学生につきましては、学校を通して全件の調査をさせていただいております。送らせていただいた中で 85% ぐらいのご回答をいただいた中での結果となっております。

委員： これ、直筆と書いていますが自分で書くのでしょうか。

事務局： そうですね、保護者の方に書いていただいております。

委員： それで 2,500 人の方に出したということですか。

事務局： 就学前児童は 2,500 人に配布し 1,172 件、小学生は 3,380 人に配布し、2,825 件、中学生は 2,026 人に配布し 1,759 件、合計 5,756 件の回答をいただいております。

委員： 5,000 人、それは全体の回答を合わせてでしょうか。

事務局：はい、合わせてです。

委員：そうしますと、全体の割合になりますと調査対象に対して幾らになりますか。これは非常に大事な部分だと思います。4分の1、非常に高いでしょう。

事務局：困窮層と周辺層という表現で、先ほど委員長もおっしゃっていただいた6人に1人とか7人に1人の割合が、周辺層も含まれているのかどうか、ややこしく表現してしまっている部分もあるかと思っています。困窮層だけを見れば、ご覧いただいている22ページでは8.7%ですので、国が言っている6人に1人だと十数パーセントですので、それよりは低くなります。周辺層も含めると委員がおっしゃっていただくように、6人に1人よりは多くなりますし、そこが、まだ分析ができていない状態でございます。

委員：把握の仕方が分かりませんから、決して6%、7%がと言っているわけではないんです。ただ、周辺層も、それぐらいおられるということは、将来に対して不安を持っている人は非常に多いと思います。ですから、この結果に基づき、適切な対応を将来取っていかなくちゃいけない。それで、また初めてのアンケートなのでしょう。

事務局：はい。

委員：これは継続的にやらなくてはいけない。今までなかったのが、おかしいと思います。だから、本当に子ども・子育てを思うならば、第一には、この後にも出てきます虐待の問題、それから、この貧困の問題、ぜひ行政として取り組んでいただきたいと希望を申し上げておきます。

委員長：今、虐待の話が出ました。25ページに児童虐待の状況のデータが出ています。両方とも非常に深刻な、子どもにとって難しい問題ですから、分けて考えてと思いましたが、児童虐待も含めて、今までのところで何かご意見はありますか。

貧困の問題について、どこまでを貧困層とするかとか、虐待のところも相談件数と実際の数は、ちょっと違うのです。厚生労働省では相談件数だが、例えば警察のデータを見ると、また件数が違います。数の部分は社会的な影響がすごく大きいです。この間も増えているということが出ていました。実態としてどこまで掴んでいくのかが、まだまだ難しい部分だと思います。基準が違えば当然、割合が違ってきますので、他に実施しているところと、どんな違いがあるのかという部分も説明していくと比較がしやすいと思います。虐待のところは、いかがですか。

身体的な虐待は、増えたり減ったりとなっています。性的虐待は大体同じような割合で、心理的な虐待が、30年度にぐっと増えている形で出ています。

委員：虐待の問題ですが、資料について、こども未来課と書いていますね。これは、こども未来課だけで通報が入っているのですか。

事務局：こども未来課で聞かせていただいた分です。

委員：それは、どういうところからでしょうか。入ってくるルートがたくさんあると思うのですが、全て、こども未来課で集約した数字ですか。

事務局：保育所や、学校からのご連絡、ご通告をいただくことも多くあります。また、一般の方からの通告件数は、以前に比べて、かなり増えている状況があります。

委員：別の資料では、また違う数字が出ています。例えば、包括支援センターであるとか、全然違う数字が出ていて、いろんな量があると思います。

事務局：子ども虐待の通報件数は、平成30年度は202件で、これについては保育現場や学校現場などから通報をいただく場合もありますし、委員が話されたように、先に包括支援センターに、相談や通報が入り、最終的には、こども未来課家庭児童相談室にいる家庭児童相談員に情報が入り、対応させていただくこととなりますので、いろいろな機関を経由してご相談、通報をいただいた件数が202件と、ご理解いただけたらと思っております。

委員：伊賀市全体の数字と見ていいわけですか。

事務局：はい。直接、児童相談所へというケースもあります。児童相談所とは常に連携し、どちらが対応するか協議しており、202件というのは最終、こども未来課家庭児童相談室で対応した件数とお考えいただけたらと思います。

委員：202人は、こども未来課イコール伊賀市データという考え方でよいのでしょうか。

事務局：はい、子どもに関する分に関しましては、この数字です。

委員：そうですね、わかりました。

委員長：あと、虐待の形態が4つに分かれていますが、重複している場合も多いですが、その時は、どうカウントしていますか。

事務局：どちらが主になっているのかで、カウントしています。

委員長：例えば2つが重複していても、Aが非常にひどい場合はAでカウントされるのですね。

事務局：何らかの通告があって、係わりを持つ中で、一つではなくて、いろんな問題が絡んでいることはありますが、入り口として、何で受けたかで管理をしている状況です。

委員長：分けると分かりやすけれども、実態を考えると重複しているケースがとても多いです。

また、例えば身体的な虐待は体に残ることから発見しやすいが、性的虐待は非常に分かりづらい。大人になってから、実はこうだったというケースがいっぱいあります。国に対してもそうですが、分類や計算の仕方をきちんとしないと、数は社会的にかなりインパクトがあるので、そういう意味で精度を上げる必要があるのではないかと思います。

虐待は絶対許せないことで、1件でもあるのは重大な問題です。実態を踏まえて、子育て支援の中でどう関与できるのかを明確にすることです。単に相談ではなく、実際にどうするのかということを、事業の中でも生かせる部分を生かし、数を減らす努力をする必要があると思います。

委員：非常に重要ですので、念のためお聞きします。この202件は、こういう行為があったと確認された件数ですか。恐れがあったものはないのでしょうか。

事務局：そういったものも含んでいます。

委員：例えば、子どもが泣き叫んでいるということがあり、それが身体的虐待だったら、そういうことも全部含まれているわけですね。犯罪行為があったとかではなく、恐れのあるものまで含まれていると。202件、本当にこういうことがあったら、本当に大変なことです。

事務局：総件数ということです。

委員：保護者さんは、あくまでもしつけの一環で虐待と捉えてない方は多く、ネグレクトについても、園ではこれはネグレクトだと思っても、保護者さんはさほど気づいてない。職員も年1回自己評価をしますが、これは虐待か、ネグレクトかと考えた時に、職員の中でも、これは違うだろう、これは言葉の暴力だと意見がありますので、虐待やネグレクトだと気づかない保護者さんも多い気がします。幼稚園、保育園、小学校で気になる保護者さんで市に相談するまではいかないけれども、という隠れた人たちは、たくさんいるのではないかと思います。

委員長：グレーの部分を、例えば保育現場では視診をするなど、いろんな形で表へ出す専門職としての役割があります。また児童福祉法が変わり、法律でも国民が通報するとも出ています。少しずつですが変わってきています。親はしつけと言ひ、叩くとか、汚い言葉を浴びせることがあります。それ自体が駄目だとなってきましたから、啓蒙活動も予防という意味でしないといけないのです。件数で随分いろいろ議論されていますが、通報も含めたデータとして取っておくことが必要です。この会議の中で大事なのは、どうしたら防ぐことができるかを事業計画の中で具体化する必要があると思います。

1期計画は、どちらかという、数の設定を重視してきました。5年で、ある程度の水準まで達しています。たまに、待機児童の問題は出ますが、相対的に言うと80%や70%以上の実施率があります。今後は、数もですが質的な部分を生かす事業計画を考える必要があると思います。例

えば、乳幼児全戸訪問、それも100%に近づけることにより、若いお母さんが子どもに接する方法をもっと学ぶと思います。それぞれの事業にもう少し目を向けて、100%の利用率になるような具体的な策を考え、2期目の事業計画にどう生かすかを議論する必要があると思います。

委員：25ページの虐待のところ、把握するのはいろんな状況があって随分難しいと思います。2014年度と2018年度と比べてみると、随分、数が増えています、そういう傾向があるということですか。

委員：昔は、通報の義務ではなく把握した中での数ですが、今は、気になったら必ず通報する制度になったので数字として上がって出てくると思います。

委員長：全国平均もその年から急に増えました。通報する時に、もし間違っていたら困るという意識があると困るのです。間違っても、怪しいなと思ったら通報するとしているので、そうでなかったとしてもきちんとしてくれます。子どもが泣いているが毎日のことだしまだ怒られているなど終わっては駄目で、そういう意味で数値が疑惑も含めて増えることは、当然起こります。

事務局：この202件で、再度お伝えさせていただきますが、これは通告があった全件数で、この中には泣き声の通告もあり、家庭訪問する中で違ったと終わるケースもあります。通告があると確認が必要になりますので、安全確認等で家庭訪問するなどした対応の全件数です。

以前は「虐待を通告」しなければならないところが、「虐待の疑いがあると思われた場合」にも通告をしなければならないと変わっていますので、疑いがあれば通告をしてほしいとの周知にも努めていますし、また、保育園現場や学校現場では、疑いを感じた時には通告いただいております。その中で、保護者との関係があまり良くなることを、かなり心配いただいている状況もあり、今年は各ご家庭に対しても、発見した場合には通告する義務があること、それは国民の義務だとお知りいただきたいと、チラシを配布したところです。

委員：41ページに、課題のまとめがあり、貧困層というか、虐待のところが気になる要素が多いというような把握で記述したと、私はそのように把握したのですが、それでいいですね。

事務局：はい。

委員長：それでは、次に進め、またご意見があれば聞かせていただきます。

26ページ、伊賀市における子育て支援の取り組みをご覧ください。これまでの5年間の事業の実施状況が詳しく書かれていて評価もされています。ご質問等があれば、お願いします。41ページまでの範囲で質問等ありますか。

31ページ、事業計画の進捗状況に評価AA、A、Bと書いてあります。この中でも、例えば50%以下の評価については、2期計画では重点的に改善していく形での評価と思います。具体的に実施の割合が低いとか、利用率が低いという結果が出ていますので、原因究明しながら2期計画に

生かすことも考える必要があると思います。

それで41ページ、課題のまとめで、今までのところで幾つか課題が上げられています。保育ニーズの増加と多様化への対応とか、待機児童の問題、人材確保、子どもの居場所づくり、支援を必要とする子どもや家庭への対応が課題としてまとめられています。先ほどの貧困の問題や虐待の問題も含めて当然、触れなければならない部分だろうと思います。ここまでよろしいですか。

1章は、これで終わります。 それでは、第3章を進めてください。

(事務局説明：資料1 第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画(骨子案) 第3章について)

委員長：第3章、目標を掲げて実施する、そのための項目を説明いただきました。どの項目でも結構です。ご意見、提案等があれば、挙手してご発言ください。ご発言いただいていない委員が多いので、積極的に意見を述べてください。小児救急医療体制の充実、配布の資料はその一部ですか。

事務局：お配りした水色の用紙、伊賀市救急・健康相談ダイヤル24の資料をご覧ください。

平成27年6月から救急・健康相談ダイヤル24事業を実施しています。

ダイヤル24について、周知不足もありご存じいただいていない方も多いと思います、事業内容や利用状況をお伝えさせていただけたらと思います。

この事業は、救急車を呼ぶほどでもないが、気になることがある、でも病院は閉まっているという時などに、0120-4199-22にダイヤルをすると、看護師や、必要により医師が対応するという事業です。救急車を呼んだほうがいと案内する場合があります。24時間365日無料です。伊賀市の方が、例えば北海道へ旅行中、北海道からでもこの番号にかけると対応します。

相談件数ですが、平成30年度で約3,000件の電話があり、1回の電話で自分のこと、子どものこと、親のことで相談されるケースもあり、自分のことでも、頭が痛い、足が痛い、複数の相談を個々のケースとしてカウントすると、3,000件の電話の中で、約1万件の相談を受けています。民間の業者に委託をしています。

対象となった年齢層は、小学校へ行くまでの乳児、幼児は、約1,800件、率としては18%で、小学生、中学生は約1,000件で10%ぐらい、結構な割合でご相談をいただいています。子どものことについてご相談をいただく率や件数が多いのではないかと考えています。相談の時間帯ですが、深夜でもお電話いただき24時間切れ目なく相談いただいています。特に多いのが午後6時から午後9時ぐらいの間で、保護者が仕事から帰り、子どもの様子がおかしいなということもあるのかなと思います。このような状況で、体のどこかが痛いとか、心の健康相談もご利用いただけますので、万一の時には、ダイヤル24をご利用いただけたらと思います。

委員長：ありがとうございました。ほかの内容でも結構ですし、何かありますか。

委員：第3章の目標のための施策を書いただけていますが、その中の文言は、いろいろに努めます、必要がありますと、ほとんどこういう言葉で書かれています。例えば49ページ、3-5、子どもをとりまく貧困対策の推進の、現状と課題、例えば2行目に、子どもが健やかに育成され



る環境を整備するとあるが、どういう環境を整備するのか、あるいは教育の機会の均等を図る、これは誰でもわかるし、当然だと思います。それから、一番末尾に貧困対策を総合的に推進する。貧困対策とは何か、それをまたどう推進するのか、そのあたりが必要です。1-1から4まで書いていますが、これは表書きです。これを具体的にどうするかという話をしなければいけない。

この貧困対策の中でも、できれば一つの例として貧困対策を総合的に推進する、これは何かということが、もし分かればおっしゃってください。

事務局：今回お示ししたのは各項目についての現状と課題です。10月には第3回目の会議をお願いしたいと思っておりますが、その時には項目ごとに、現状と課題の下には、具体的な取り組みというのを個々に事業を整理して掲載をさせていただきたいと考えています。今日は入り口のところだけお示しさせていただいたということですので、よろしくお願いします。

委員：では、またよろしくお願いします。

委員長：今、お話があったように、これから個々の問題について具体的な策を皆さんで考えて、いいものにしていきたいということだと思います。ほかの委員の方、どうぞ。

委員：46ページの2-3ですが、子育ての相談、支援対策の充実で、大体何歳までの子が対象かが疑問で、不登校が全て問題とは思っていませんが、例えば、引きこもりや不登校になっている子、引きこもりの予備軍の子もたくさんいると思うのだが、この文章だけだったら、小さいお子さんがメインなのかなと。虐待も小さい子が多いみたいですが、それをお聞きできたらと思います。

事務局：児童福祉法では児童を18歳までとしていますが、それぞれの機関によって対象としている年齢があります。例えば子育て包括支援センターや、子育て支援センターでは未就園のお子さんを対象としていたり、それぞれの機関で対応する年齢も変わってきます。18歳までのお子様については、いずれかで相談を受けさせていただく体制になっています。

委員：ありがとうございます。

事務局：ハイトピア伊賀に健康推進課という部署があり、そこには保健師がいます。先ほど委員長からお話があった赤ちゃん訪問ですが、伊賀市で600弱ぐらいの子が生まれ、昨年度はお一人だけ訪問できず、99.9%の訪問ですが、母子健康手帳を発行する時からのおつき合いをさせていただいています。結構な年齢まで、いろんな相談を受けているケースもあります。

委員：今の2-3のところ、子育ての支援体制という部分で、いろんな相談事業をしていただき、保育所は保育所で、小学校は小学校でと、いろんなところで相談にのり支援していただいているのは本当にありがたいと思っています。ただ、単発で終わっていないかと感じます。例えば保育所の時は、保育所の先生方と一緒にやっていても、そこで一旦切れてしまい、また小学校は小

学校で一からスタートする。小学校は小学校で相談していたけれども、また中学校は中学校と、情報がつながっていないことがよくあります。保育所と小学校、小学校と中学校と学校間の中ではやっていますが、市の支援をしている側も、一人の子を長いスパンで見えていただく。そんな中で保育所や学校と連携していくというような、縦と横の連携という考え方でいけるといいとすごく感じています。

保育所の時、保健師さんや未来課さんに関わっていただいていた、1年生になって、それがパツリなくなり、それは私たちの接続がうまくできていなかったからなのですが、何年か経ち同じような課題が出て来た時に、こども未来課さんにつながせてもらったら、この子知っているわ、ということでしたので、そこらが途切れないような支援を学校や保育園と市、こども未来課さんとかと協力しながら接続を考えていけたらいいかなと痛感しています。

ですので、今度の10月は、そういう視点でも、具体的な案を出したらいいかなと思います。

委員長：ありがとうございました。

事務局：途切れない支援ということでは、もう10年、20年ぐらい前から、いろんな方からお話も聞かせていただき、10年前に子ども発達支援センターを組織として立ち上げました。今はハイトピア伊賀の4階にありますが、周りの子とコミュニケーションが取りにくい子や、いろんな課題を持った子を支援する、関係機関につなぐという役割を持ったセンターです。小学校へ入る前の子どもが、小学校へ行った時、引き続き支援をさせていただくことがありますが、言っていたように一旦途切れてしまうケースも聞いています。そうならないように、また同じことを学校や保育所に言わなければいけないというお話も聞かせてもらったので、一つは保護者に子どもが育ってきた状況を記録した子育てのサポートファイルを書いていただき、それを保育所から小学校に行く時には小学校の先生に見せ、中学校へ入学する時も、その都度、保護者の方には活用いただいているところもあります。

あと一つ、伊賀市で、この4月から母子保健コーディネーターという、専属でいろんな相談を受けさせていただく職員を配置しました。相談場所がありすぎて保護者の方、市民の方が戸惑うケースもありますので、何かあったらハイトピア伊賀4階の母子保健コーディネーターにご相談いただくことを進めていきたいと思いますので、次回の計画にも盛り込みたいと思っています。

委員：そのとおりで、10年前からしていただき、発達支援センターに関わっている子どもやおうちの方については接続ができています。でも、それ以外の、例えば、発達の課題はあるけれども検査にまでは至らなかったとか、貧困の問題や、虐待の疑いがあり相談にも乗っていると、そういう部分でも何らかの形で一緒にサポートができたらいいと感じています。

保育所など、小さいうちは保護者も相談にもたくさん行かれるし、情報もあると思いますが、上へ上がるほど、保護者の方もなかなか相談へ行けない。でも、私たちから見て家庭の中にも課題があって、相談に乗ってもらえたらと感じる部分があり、そんな時は、学校から、ここへ相談できると紹介させてもらえるので、学校とリンクするような形がもっと取れたらいいと思います。

委員長：ありがとうございました。それでは最後、第4章を、お願いします。

(事務局説明：資料1 第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画(骨子案) 第4章、資料2 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出について)

委員長：ここで算出方法も含めてデータを新たに加えて方向性を示していただけるということですので、これはこれで認めていただく形になるかと思います。この次、第3回に具体的な見込み量も含めて提案されると思いますので、そこで具体的な議論になると考えています。

今までの説明のところで、何かご質問があればお願いします。

委員：量の見込みの算出について、アンケート調査結果というのは先にされたものですか。何を指しているのですか。これからするのですか。

事務局：先ほども話させていただいた就学前児童と小学生、中学生の保護者アンケートです。

委員：先にしたアンケートですね。

事務局：はい、そうです。

委員：その結果をもとに、上げて行くわけですね。

事務局：そうです。

委員：それで、この量の見込みというのは、例えば今後の検討の課題に、どう関係するのですか。

事務局：今の計画をお持ちの方は見ていただきたいのですが、第4章に示してある、例えば61ページをご覧ください。ここ以降に記載してある各事業について、調査をもとに、この事業についてはこれぐらいの人数の方が利用するであろう数を算出しています。先ほど説明させていただいたのが、量の見込みの算出の方法です。この見込まれる人数に対して今後、市として、どのような受け皿を準備させていただけるかを次回の会議の時にお示ししたいと思っています。この部分が確保方策となります。

委員：これは第1期からされていて、関連の資料だったのですね。はい、わかりました。

事務局：ありがとうございました。

委員長：前期も同じ作業をしています。事業計画を立てる前にアンケート調査をして、そこから数が割り出されています。受け皿がないと困るので、これだけ確保すると示し、5年間かけて、それ

が達成できたかを判断します。その1期が今年いっぱいということです。来年から2期を迎えるため、人口の問題や利用者の意向が変わっていることを踏まえ、2期目の事業計画をつくるということです。

1期の時は初めて取り組むことでしたので、一から全部で大変でした。1期を終えて、この見込みも含めてやってみて、一番感じたのは、定期的に利用するような施設は数が見通せるけれど、一時保育や、施設を利用するかとなると、とても漠然としてしまう。例えば病児保育は、あると良いが、使うかどうかは別問題で、病気にならなければ使わないわけです。だけど、あったら使いたいかとアンケートを取れば、利用希望率は高くなります。だけど、実際の利用は、そうでもなかったりするので、そこに実際との乖離が起きます。そこを、今回は調整したという話です。1回やると、ある程度、乖離する割合もつかめる。この事業は乖離が大きい、これはかなり近いということが分かってきたのは1期目から学んだ部分です。実際、どれくらいの人たちが利用するかというのが分かりづらいので、アンケート調査を行い、その結果を生かして事業計画を立てるのです。3回目の会議では、アンケートに基づいた具体的な案や数を出し、それで認めていただけるかどうかという議論になるわけです。うまく説明できないですがお分かりいただけますか。

委員：今、委員長がおっしゃっていただきました、そのとおりだと思います。

例えば41ページに突出して課題が出て、今度の具体的な施策、事業計画の中には、これだけでなく、先ほどの皆さんの意見で、連携などの部分で大事なところも言わせていただきましたが、これは今度の事業計画の中に何らかの形で網羅され、入り込んでいく。この部分は、ここに反映されていると言っていたかと、随分分かりやすいかなと思いました。

委員長：そのとおりだと思います。2期目は、そういうところを表面化していくことが大事だと思います。もう一つ言うと、この事業計画というのは、伊賀市でこういうことをやりますということ、それはそれでよいのですが、基本的なアンケート調査内容や、具体的な案の中心になる事業は、国が落として来たものです。ですから、それはやるけれども、必ずしも、全ての市町村がそれに見合うということではなく、伊賀市の場合は、この問題があるので、今後はそれに力を入れるとか、いわゆるプラスアルファは市町村が独自性を出して取り組める部分です。ただ、大筋でいうと、ここに上がっている事業については、国が最初から実施するとしていることですね。

事務局：第4章は、国で定められている事業で、算出の方法も決まっている部分、第3章は、市として前計画から引き継いだ内容も盛り込まれた伊賀市独自のものも含まれ、どのようなことができるかを事業としてお示ししたものになります。3章と4章を含めて、伊賀市としてどうしていくかを、今後お示ししていく予定をしています。

委員長：ですから、これから具体的な数値を上げて、それに向かって5か年でどう進捗していくかを、この会議の中で議論します。5年の真ん中の年には見直し期間もあり、2年やってみただけで、違った部分が出てきた時には見直しをします。それも、この会議で報告を受けて議論します。そういう解釈でよろしいですかね。

それでは、全体を通して1章、3章、4章で、ご意見があればお願いします。

委員：今までの会議の中で、どれだけの量があって、どれだけの達成率と議論したのが、そういうことだったのかと、また次に向けてということが分かりました。私も子ども・子育てに関する事業をしていて、従来している事業がこういうところに分類すると具体化してよく分かりました。

事業に携わっているのが保健師で、こういうことをしてくれるとか、ここへつないだら、こうなると分かるけれど、せっかくこれだけの計画、事業がなされているけれど、使いやすさというところで、キャッチコピーをつくれればいいのか、市民に対してアピールがほしい。

あと、課題の中の担い手不足、子どもを大切にしなければならないのは重々承知ですが、実際にやっている職員に、より良いサービスをするには、破綻が来つつあるというのもあります。子どもも、働く人の数も、この市の人口自体が減少傾向にある。どれだけの人が子どもに携われるかということもあり、全市的に子ども・子育て事業に直接関係ない事業も巻き込んで、この市を何とかしていかなければと感じます。具体的に何をどうすればというのは、ちょっと今、出せないですが。

委員長：確かにそうですね。人的パワーも含め、それを動かすファクターをはっきりとさせる、確保するのは必要だと思います。また、事業はいろいろありますが、市民がそのことを理解されているかどうか難しい問題です。例えば子育て支援センター、私はとてもいいと思っていますが、アンケート調査を見ると、よく知っている人は少ない。利用方法が分からないとか、どんなことをやっているのか、ということが多い。そのあたりの広報や、知ってもらう努力は、これからもやっていかなければいけない。そういう意味で、2期目も1期目の課題を引き継ぐ形はあると思います。その反省に立ち、具体的にどうしていけば多くの人たちが利用できるようになるのか、この施設はこうだと一人一人に分かってもらえて、必要な支援が受けられるようにという前提の部分を改善する方法も、これから考えていけばよいと思います。

伊賀市がどうではなく、市のホームページを見ても、どこに情報があるのか分かりづらいです。キーワードを入れて、パッと上がってくれるととても助かる。それから、市民の方たち全部がパソコンを使える環境にあるとは思えないです。外国の方は、外国語でない分からないとか。そういういろんな障害を見つめ直し改善していく努力も、事業の基礎として大事だと思います。

委員：この計画を、伊賀市が推進している定住、移住という、若者が住みつくことにつながる中身にしたいと思っています。先ほどキャッチフレーズとおっしゃっていましたが、この計画を皆さんに分かりやすく知ってもらうために、何かそのようなものを募集したりして、つけてもよいのではないかと。

委員長：そのとおりですね。できるだけ利用していただける事業にならないと困ると思います。

それでは、今後のスケジュールに入ってよろしいか。説明してください。

(事務局説明：資料3 第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画策定業務スケジュールについて)

委員長：この計画は、それぞれの分野の方たちに参加いただき議論するだけではなく、パブリックコメントといい、一般の市民の方たちからのご意見を伺う形を取っているということです。我々が案をつくって議論したものを、一般の人たちにも見ていただき、またご意見を伺うことが今、説明にありました。ですから、行政の方と一緒に委員だけで決めているのではないです。1期の時はコメントがあったのですか。

事務局：あまりありませんでした。

委員長：そうですね。でも、これは決まっているので、ご意見を伺えるよう進めてください。

委員：国の公布が遅延しているとありますが、公布された段階で、また変わるとかはないですか。

事務局：このような形で動くであろうということは、国の会議はもう終わっていて、あとはその内容が公布される段階と考えています。大幅に変わることはないので、ほぼ網羅できていると考えています。また、公布された際には、その中身を確認した中で、もし追加の部分があれば、その内容については次回の会議でご説明させていただきたいと考えています。

委員長：よろしいですか。それでは、3番目、報告事項、保育所のあり方検討部会進捗状況について説明をお願いしたいと思います。

(事務局説明：資料4 保育所(園)あり方検討部会進捗状況について説明)

委員長：保育所のあり方が今、人口動態も含めて考えていかなければいけない時期に来ています。子どもが減っていくとか、建物が古くなってくるとか、いろいろな状況の中で新たな方向性を見出していくということが求められているということで、この会議の専門部会で検討を進めているということです。

それから、ご存じのように10月から幼児教育の無償化が始まりますので、おそらく利用率も含め、少し意向が変わるのではないかと予想されます。特に3歳以上は無償化が進みますので、保育園・幼稚園の子どもたち、またその保護者たちの利用意向は若干変わるのではないかと予想されます。いずれにしても、先を見越した方向性を示していく必要があると考えますので、また専門部会でも議論を進め、この委員会で報告できればと思っております。

それでは、その他になりますけれども、これは、こちらでよろしいでしょうか。

事務局：事務局からですが、今年度、第3回の会議につきましては、10月11日、金曜日、午後2時30分からを予定しています。本日ご確認いただきました計画骨子に基づき、量の見込みに対する確保方策や各事業などについてお諮りさせていただき予定をしております。日時につきましては、改めて通知をさせていただきますので、次回もどうぞよろしくお願いいたします。また、子ど

も・子育て事業全般につきましてお気づきの点がございましたら、こども未来課までご連絡いただけたらと思います。

委員長：どうもありがとうございました。

委員：その他ですが、伊賀市救急・健康相談ダイヤル 24 のチラシは、どの程度まで市民に周知されているのですか。

事務局：平成 27 年から開始をし、当時は A 4 判のチラシも 2 回か 3 回ぐらい、あと A 5 判で貼っていただくように全戸にお配りしたことがあります。まだまだご存じいただいてない方も多いため、また、もしご入用でしたらお渡しします。

委員：そうですね、24 時間ですからね。まだ市民に、あまり伝わってないのではないかなと。ぜひ機会がありましたら、また、まとめてください。

事務局：はい、ありがとうございます。どんどん使ってもらいたいです。

委員長：どうもありがとうございました。

(閉会)